

○保有個人情報の開示方法及び手数料について

(平成17年3月10日通達第4号)

改正 平成18年5月29日通達第42号 平成26年12月25日通達第101号

平成27年12月10日通達第78号 平成29年2月7日通達第5号

令和4年6月7日通達第493号 令和5年3月23日通達第29号

(目的)

第1条 この通達は、国立研究開発法人理化学研究所（以下「研究所」という。）における「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号。以下「法」という。）に基づく個人情報の開示の方法及び法第89条に規定する保有個人情報の開示に係る手数料及び個人情報が記録されている法人文書の写しの送付に要する費用について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この通達において法、「個人情報の保護に関する法律施行令」（平成15年政令第507号）及び「個人情報保護規程」（平成17年規程第6号）において使用する用語と同一のものは、これと同一の意義とする。

(保有個人情報の開示方法)

第3条 保有個人情報の開示の方法については、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して、別表のとおり定める。

(開示請求手数料及び写しの送付料)

第4条 開示請求に係る手数料の額（以下「開示請求手数料」という。）は、開示請求に係る保有個人情報が記録されている法人文書1件につき300円とする。

- 2 保有個人情報の開示を受ける者（以下「開示請求者」という。）は、保有個人情報が記録されている法人文書の写しの送付に要する費用を納付して、写しの送付を求めることができる。
- 3 前項の写しの送付は、原則として、普通郵便により行うものとする。ただし、特定個人情報に係る法人文書の写しの送付については、原則として、簡易書留郵便等の追跡可能な手段により行うものとする。

(複数の保有個人情報の扱い)

第5条 開示請求者が、次の各号のいずれかに該当する複数の法人文書に記載されている保有個人情報の開示請求を一つの開示請求書によって行うときは、前条第1項の規定の適用については、当該複数の保有個人情報が記録されている法人文書を1件の法人文書とみなす。

- (1) 一つの個人情報ファイルにまとめられた複数の法人文書
- (2) 前号に掲げるもののほか、相互に密接な関連を有する複数の法人文書

(手数料及び写しの送付料の納付方法)

第6条 開示請求手数料は、総務部総務課個人情報窓口に来訪の上現金若しくは郵便為替をもって納付又は振込により納付を受け付けるものとする。ただし、当該方法によらない場合であっても適正なものについてはこれを受け付けるものとする。

- 2 保有個人情報が記録されている法人文書の写しの送付に要する費用は、総務部総務課個人情報窓口において郵便切手をもって持参又は郵送により納付を受け付けるものとする。た

だし、当該方法によらない場合であっても適正なものについてはこれを受け付けるものとする。

- 3 総務部総務課個人情報窓口において現金又は郵便為替の納付を受けたときは、領収書を開示請求者に交付することとする。振込による納付を受けた場合は、原則として銀行振込明細書をもって領収書の発行に代えることとするが、開示請求者が希望する場合は、領収書を開示請求者に交付することができる。

(過誤納等の手続き)

第7条 開示請求において開示請求手数料相当額が納付されていないときは、総務部総務課個人情報窓口において開示請求者等に連絡をとり、開示請求書を返戻するとともに、所要の手数料額を納付する等の手続きを求めるものとする。

- 2 開示請求において開示請求手数料相当額が不足している場合は、総務部総務課個人情報窓口において開示請求者等に連絡をとり所要の手数料の不足額を追納する等の手続きを求めものとする。

- 3 開示請求において開示請求手数料相当額が多いときは、開示請求者等に連絡をとり、次のいずれかの方法により処理するものとする。

- (1) 開示請求者に開示請求書を返戻するとともに、正しい額を納付の上開示請求をするよう求める。

- (2) 審査手続を開始した上で後に、還付手続きをとる。

- 4 正当な手続きにより納付された手数料については、第3項に規定する場合を除き返還しないものとする。

- 5 開示の実施方法として当該保有個人情報記録されている法人文書の写しを求めるため、当該送付を行うために必要な額よりも少ない郵便切手が送付されてきたときは、当該保有個人情報の開示を受ける者に連絡し、その不足分を追加で納付するよう求めるものとする。

- 6 開示の実施方法として当該保有個人情報記録されている法人文書の写しを求めるため、当該送付を行うために必要な額よりも多い郵便切手が送付されてきたときは、できる限りその超過分を保有個人情報の開示を受ける者に返却するものとする。

(特定個人情報の開示請求手数料の免除)

第8条 経済的困難その他特別の理由により特定個人情報の開示請求手数料の免除を受けようとする者に対しては、開示請求書を提出する際に、併せて別記様式第1号の特定個人情報の開示請求に係る手数料の免除申請書の提出を求めるものとする。

- 2 前項により開示請求手数料の免除の申請をする場合は、生活保護法第11条第1項各号(1. 生活扶助、2. 教育扶助、3. 住宅扶助、4. 医療扶助、5. 介護扶助、6. 出産扶助、7. 生業扶助、8. 葬祭扶助)に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面を添付するものとする。

- 3 第1項の申請書に係る開示請求手数料を免除する場合は、総務部総務課(以下「総務課」という。)において起案を行い、決裁終了後、開示請求手数料の免除を受けようとする者に対して、別記様式第2号の特定個人情報の開示請求に係る手数料の免除決定通知書により通知するものとする。

開示請求手数料を免除しない場合は、総務課においてその旨の起案を行い、決裁終了後、開示請求手数料の免除を受けようとする者に対して、別記様式第2号の2の特定個人情報の開示請求に係る手数料の免除をしない旨の決定通知書により通知するものとする。

附 則

この通達は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年5月29日通達第42号）

この通達は、平成18年6月1日から施行し、平成18年4月1日に遡って適用する。

附 則（平成26年12月25日通達第101号）

この通達は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年12月10日通達第78号）

この通達は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（平成29年2月7日通達第5号）

この通達は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和4年6月7日通達第493号）

この通達は、令和4年6月8日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則（令和5年3月23日通達第29号）

この通達は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

保有個人情報の開示方法

保有個人情報が記録されている媒体・開示方法の種別	開示実施方法
1 文書又は図画の閲覧 （2～4まで又は13、14に該当するものを除く。）	1) 当該文書又は図画の閲覧
	2) 法第87条第1項ただし書の規定（原本保存支障その他正当な理由）が適用される場合にあっては、1)によらず、当該文書若しくは図画を撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの閲覧
2 マイクロフィルムの閲覧	1) 当該マイクロフィルムを専用機器により映写したものの閲覧
	2) 法第87条第1項ただし書の規定（原本保存支障その他正当な理由）が適用される場合にあっては、1)によらず、当該マイクロフィルムをA1判以下の大きさの用紙に印刷したものの閲覧
3 写真フィルムの閲覧	当該写真フィルムを印画紙（1）縦89mm、横127mmのもの又は（2）縦203mm、横254mm

	のものに限る。以下同じ。)に印画したものの閲覧
4 スライドの閲覧(13、14に該当するものを除く。)	当該スライドを専用機器により映写したものの閲覧
5 文書又は図面の写しの交付(6~8まで又は13、14に該当するものを除く。)	1) 当該文書又は図面を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に白黒又はカラーで複写したものの交付
	2) 1)により難しい場合は、当該文書又は図面を複写機によりA1判又はA2判の用紙に白黒又はカラーで複写したものの交付
	3) 法第87条第1項ただし書の規定(原本保存支障その他正当な理由)が適用される場合にあっては、1又は2)によらず、当該文書又は図面を撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付
	4) 当該文書又は図面をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジ(日本工業規格X6223に適合する幅90ミリメートルのものに限る。以下同じ。)に複写したものの交付
	5) 当該文書又は図面をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク(日本工業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付
	6) 当該文書又は図面をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク(日本工業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付
6 マイクロフィルムの写しの交付	当該マイクロフィルムをA4判の用紙に印刷したもの。(写し交付)。ただし、これにより難しい場合にあっては、A1判、A2判又はA3判の用紙に印刷したものの交付
7 写真フィルムの写しの交付	当該写真フィルムを印画紙に印画したものの交付
8 スライド(13、14を除く。)の写しの交付	当該スライドを印画紙に印画したものの交付
9 録音テープ(13、14を除く。)又は録音ディスク	1) 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取
	2) 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープ(日本工業規格C5568に適合する記録時間120分のものに限る。)に複写したものの交付
10 ビデオテープ又はビデオディスク	1) 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴
	2) 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープ(日本工業規格C5581に適合する記録時間120分のものに限る。以下同

	じ。)に複写したものの交付
<p>1 1 電磁的記録(9、10、12、13を除く。) 右に掲げる方法であって、研究所がその保有するプログラム(電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。以下同じ。)により行うことができるもの</p>	1) 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧
	2) 当該電磁的記録を専用機器(開示を受ける者の閲覧又は視聴の用に供するために備え付けられているものに限る。)により再生したものの閲覧又は視聴
	3) 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に白黒又はカラーで出力したものの交付
	4) 当該電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジ(日本工業規格X6223に適合する幅90mmのものに限る。)に複写したものの交付
	5) 当該電磁的記録を光ディスク(日本工業規格X0606及びX6281に適合する直径120mmの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付
	6) 当該電磁的記録を光ディスク(日本工業規格6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付
<p>1 2 電磁的記録のうち(11の4)、5)又は6)に掲げる方法による開示の実施をすることができない特性を有するものに限る。)右に掲げる方法であって、研究所がその保有する処理装置及びプログラムにより行うことができるもの</p>	1) 111)から3)までに掲げる方法
	2) 当該電磁的記録を幅12.7mmのオープンリールテープ(日本工業規格X6103、X6104又はX6105に適合する長さ731.52mのものに限る。)に複写したものの交付
	3) 当該電磁的記録を幅12.7ミリメートルの磁気テープカートリッジ(日本工業規格X6123、X6132若しくはX6135又は国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格(以下「国際規格」という。)14833、15895若しくは15307に適合するものに限る。)に複写したものの交付
	4) 当該電磁的記録を幅8mmの磁気テープカートリッジ(日本工業規格X6141若しくはX6142又は国際規格15757に適合するものに限る。)に複写したものの交付
	5) 当該電磁的記録を幅3.81mmの磁気テープカートリッジ (日本工業規格X6127、X6129、X6130又はX6137に適合するものに限る。)に複写したものの交付
<p>1 3 映画フィルム</p>	1) 当該映画フィルムを専用機器により映写したものの視聴
	2) 当該映画フィルムをビデオカセットテープに複写したものの交付
<p>1 4 スライド及び当該スライドの内容に関する音声を記録した録音テープを同</p>	1) 当該スライド及び当該録音テープを専用機器により再生したものの視聴

時に視聴する場合	2) 当該スライド及び当該録音テープをビデオカセットテープに複写したものの交付
----------	---

別記様式第1（第8条関係）

特定個人情報の開示請求に係る手数料の免除申請書（特定個人情報に係る開示請求関係）
[別紙参照]

別記様式第2（第8条関係）

特定個人情報の開示請求に係る手数料の免除決定通知書（特定個人情報に係る開示請求関係）
[別紙参照]

別記様式第2の2（第8条関係）

特定個人情報の開示請求に係る手数料の免除をしない旨の決定通知書（特定個人情報に係る開示請求関係）
[別紙参照]